

東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その23)

新地町 調査総括表(1/14)

調査番号	その(23)	県名	福島県	市町村名	新地町			
1. 被害の状況等								
(1) 被災前の人口(H22.10.1)			(2) 浸水被害状況図					
総人口	8,224人							
年齢階級別人口								
項目	0-14 歳	15-64 歳	65 歳以上					
人口	1,118	4,891	2,215					
比率	13.6	59.5	26.9					
(2) 人的被害の状況(H23.12.31)								
死者	115 名							
行方不明者	0 名							
(3) 都市計画等の状況								
都市計画区域	全域都計							
市街化区域	区域区分無							
用途地域	用途地域指定有							
<p>建物の被災状況のエリア</p> <ul style="list-style-type: none"> 全壊等の区域 (Red) 半壊等の区域 (Orange) 一部損壊の区域 (Green) 用途地域 (White outline) 市町村界 (Red outline) 								
(4) 建物等被災の状況 ※割合は行政区域等の各区域に示す割合 (流出棟数=津波流出罹災世帯数、()は建物棟数)								
区域	総面積 (ha)	全壊区域		半壊区域		一部損壊区域		流出棟数
		面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	
行政区域	4,635	95.2	2.1	17.9	0.4	769.0	16.6	509 (860)
都市計画区域	4,635	95.2	2.1	17.9	0.4	769.0	16.6	509 (860)
用途地域	352	17.3	4.9	5.0	1.4	197.9	56.2	76 (94)
2. 復興計画の策定状況								
(1) 復興計画等の策定状況								
	名称	策定年月日	委員会	パブリックコメント				
復興計画	新地町復興構想	平成23年10月13日	有	無				
	新地町復興計画(第1次)	平成24年1月24日	有	無				
その他の方針・計画	—							
(2)復興計画の策定方法等での特質(住民参加・大学との連携等・方向性の変更等)								
<ul style="list-style-type: none"> ・町民復興懇談会(10月 3 地区別に開催、約160名参加) ・地区別復興懇談会(6 地区別に 9 月以降 4 回開催(予定含む)、第 1 回は約計480名参加) ・住宅再建に向けた個別相談会(1 月、3 月(予定、その後必要に応じて開催予定)、1 月は、約260名参加) ・新地町復興計画策定委員会 メンバー(町民代表15名、学識経験者 1 名(長岡技科大 上村准教授)) 								

新地町 調査総括表(2/14)

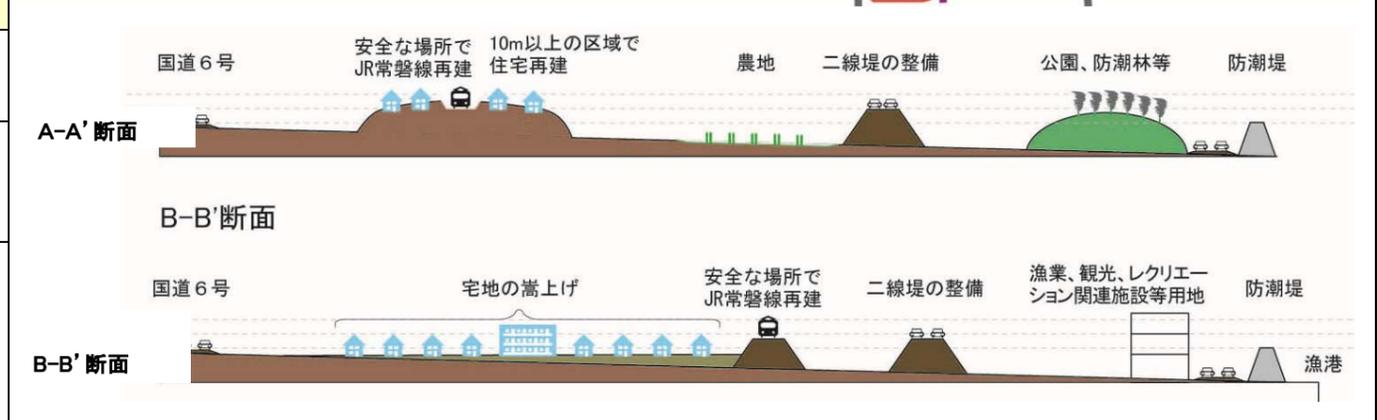
3. 復興計画の概要(市町村全体)

(1) 整備の基本的な考え方	(2) 整備にあたっての基本的な方針	(3) 復旧構想図(市町村全体対象)																			
<p>1 都市構造の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 防潮堤を早期に復旧、常磐線跡地に(主)相馬互理線を高上げて二線堤として整備(T.P.8.2~12.7m) 沿岸部の全壊集落は、中心的な集落とアクセスのよい標高10m以上の場所に移転して再建 JR常磐線と新駅の移設に合わせて、新たな町の拠点となる市街地を形成する、対象区域の住宅は嵩上げをして再生するとともに、公営住宅を整備 沿岸部は、多重防御を目的に人工的な丘と防潮林を中心とした防災公園とする他、漁港背後は産業、観光・レクリエーション施設の整備誘導 常磐線より山側の農地は計画的な復旧を図る <p>2 津波への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> L1: 防潮堤を従前より1m高いTP7.2mで復旧し、住民の財産・生命を守る。 L2: 避難を軸とし、下記の区分に応じて土地利用を誘導する。 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">土地利用区分</th> <th colspan="3">L2津波による浸水深</th> </tr> <tr> <th>浸水なし</th> <th>2m未満</th> <th>2m以上</th> </tr> <tr> <th>業務系</th> <td>原則として制限なし</td> <td>原則として制限なし</td> <td>避難路整備、避難計画と合わせた立地誘導</td> </tr> <tr> <th>住居系</th> <td>高台移転地 公営住宅</td> <td>現地再建住宅、公営住宅建設地は、浸水しないよう嵩上げ</td> <td>危険区域の指定により住宅の建設は不可</td> </tr> <tr> <th>公共系</th> <td>役場、学校、福祉施設、病院 地区公民館等</td> <td>新規立地は行わない</td> <td>原則不可</td> </tr> </table> <p>※ L2津波(今時津波)と最悪津波を分けたシミュレーションは未実施</p>	土地利用区分	L2津波による浸水深			浸水なし	2m未満	2m以上	業務系	原則として制限なし	原則として制限なし	避難路整備、避難計画と合わせた立地誘導	住居系	高台移転地 公営住宅	現地再建住宅、公営住宅建設地は、浸水しないよう嵩上げ	危険区域の指定により住宅の建設は不可	公共系	役場、学校、福祉施設、病院 地区公民館等	新規立地は行わない	原則不可	<p>海岸堤防整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> L1対応の防潮堤を整備(T.P.7.2m、従前6.2mを1m高くして復旧) <p>河川堤防整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 砂子田川の河川堤防をT.P.7.2mで整備、河川改修。 地藏川の河川堤防左岸に嵩上げて町道を整備 <p>2線堤等の方針(含む緑地)</p> <ul style="list-style-type: none"> (主)相馬互理線を常磐線跡地に嵩上げ(現地盤+6m)で整備 沿岸部に防災緑地とT.P.10m程度の丘陵を整備(都市公園) <p>市街地整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸部の全壊集落は、T.P.10m以上の高台に移転 常磐線移設に伴い町の中心部に新地駅を移設、周辺市街地を嵩上げ(浸水深1m程度)して現地再建 <p>交通体系の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> JR常磐線の早期復旧 移転先から町の中心部等まで既存デマンド交通の再編による高度化 <p>避難体系の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸部から町の中心部への避難道路の整備、誘導標識設置 <p>産業地域の復旧方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 常磐道新地IC(H26開通予定)周辺の工業団地へ企業誘致 新駅周辺に専門スーパーを立地誘導、併せて共同店舗等の整備 沿岸部等に水産加工場、観光農園、野菜工場等の誘致 	<p>新地町復興土地利用構想</p> <p> 災害危険区域 防災公園 水産加工関連・沿道観光施設等 太陽光発電施設等 防災集団移転促進事業 移転団地 区画整理・復興拠点整備事業 公営住宅 被災高齢者共同住宅 県道・町道整備 JR常磐線移設 既存の中心的集落 農地 農地の復旧 産業用地 山林 既存の国県町道 </p>
土地利用区分		L2津波による浸水深																			
	浸水なし	2m未満	2m以上																		
業務系	原則として制限なし	原則として制限なし	避難路整備、避難計画と合わせた立地誘導																		
住居系	高台移転地 公営住宅	現地再建住宅、公営住宅建設地は、浸水しないよう嵩上げ	危険区域の指定により住宅の建設は不可																		
公共系	役場、学校、福祉施設、病院 地区公民館等	新規立地は行わない	原則不可																		

地区別の方針の概要

- 沿岸部は、防潮堤をL1対応のT.P.7.2mで整備(一部従前の無堤防区間は(主)相馬互理線をT.P.7.2mまで嵩上げて整備)
- 沿岸部で全壊した、埴浜、釣師・小川田中、大戸浜及び小川田中地区は、T.P.10m以上の高台へ移転
- 常磐線と新地駅の移設が想定されている中島地区は、二線堤等の整備と合わせて浸水しないよう嵩上げて現在地で住宅の再建と駅前広場、商業施設等の市街地整備
- 一部に活用可能な宅地の残る今泉、小川原添地区は、基本的に現在地での再建を行うが、災害危険区域に指定された区域では集団移転又は集落内の安全な場所での再建(今泉地区)、津波防御機能を持つ町道の整備(小川原添地区)等の対策を図る

地区名	復興の基本的な考え方
埴浜、釣師・小川田中、大戸浜地区	<ul style="list-style-type: none"> 新たな集落を作田東地区・作田西地区(主に埴浜から移転)、岡地区・雀塚地区(主に釣師、小川田中から移転)、大戸浜高台地区(主に大戸浜から移転)に設置し、既存集落との調和を図りながら、従前のコミュニティを継承した、高齢者も住みやすい地域づくりを進める。
中島地区	<ul style="list-style-type: none"> 町役場にも近く、常磐線と新駅の移設が想定されており、新たな町の玄関としてふさわしい整備を行なう。浸水しないよう嵩上げを行い、住宅の現地再建と公営住宅の整備を行なう他、駅前広場、商業施設、史跡観海堂の復元等を行なう。また、事業と合わせて、砂子田川の改修を実施(福島県)する。
今泉、小川原添地区	<ul style="list-style-type: none"> 一部に活用可能な宅地の残る今泉、小川原添地区は、基本的に現在地での再建を行う。 災害危険区域に指定された区域を含む今泉地区では、集団移転又は集落内の安全な場所での再建を図る。 小川原添地区では現地での再建を基本とし、浸水深が2mを超える部分が残る場合、町道の嵩上げ等の安全対策を講じる。乗じる整備(小川原添地区)等の対策を図る 両地区とも、今後懇談会・個別意向把握を通じて方針を定める。



新地町 調査総括表(3/14)

4. (1) 地区別復興方針(1)		中島地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)	約27ha	都市計画	用途地域指定有	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	町役場に近く、古くからの住宅地を形成している。部分的に農地も含む。新地駅前地区で土地区画整理事業が実施中(約5.4ha)であった。				
被災の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・今次津波最大浸水深さ：7 m ・流出棟数等：全壊56世帯 				
復興方針策定上留意すべき特徴	常磐線と新駅の移設が計画されており、町役場にも近接することから、新たな町の拠点となる市街地として整備する。既存住宅の再建、公営住宅の整備と併せて駅前広場、拠点的な商業施設の立地誘導等を進める。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-②				
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無(現行嵩上げ) ○ 堤防高 (T.P.7.2m) (想定津波：L1等) ○ 整備主体 福島県 ○ 河川堤防の考え方：砂子田川の河川堤防を、海岸堤防～(主)相馬互理線間をT.P.7.2mで整備 ○ 二線堤の考え方：(主)相馬互理線を高盛土で整備(T.P.8.2～12.7m) 沿岸部に都市公園を整備(自然的な丘と防潮林) 				
市街地の整備方針	基本的方針	常磐線と新駅の移設に合わせて新たな町の拠点となる市街地として整備を図る。既存住宅の再建、新たな公営住宅の整備と併せて駅前広場、中心的な商業施設の立地誘導等を進める。			
	現位置整備地区の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○嵩上げ盛土の有無(計画区域を浸水しないよう嵩上げ(T.P.7.5～10m)) ○土地利用の変更 基本的に住宅地として再生、一部、商業系(駅前)、産業系(J R常磐線と(主)相馬互理線に挟まれた区域) ○整備手法 土地区画整理事業を基本とするが、津波復興拠点整備事業も合わせて検討 			
	移転区域の方針	-			
	土地利用規制の方針	○市街地整備に合わせて、地区計画により構造等建築制限と一定のルールに基づいた街並み形成			
	公共公益施設の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○新駅設置と駅前広場整備、公園(史跡海観堂記念公園)、公営住宅整備 ○県道の付け替え、地区と役場を結ぶ避難路整備 ○地区公民館の再建 			
	その他特記すべき方針	<ul style="list-style-type: none"> ○駅前広場に近接して、中心的な商業施設立地誘導、J R常磐線と(主)相馬互理線に挟まれた区域に道の駅等産業系施設の立地誘導 ○砂子田川の河川改修(福島県) 			
	整備スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ○H23.9より地元懇談会、H24.2 権利者アンケート ○常磐線のルート決定に合わせて、平成24年度末の都市計画決定を予定 			
避難計画の考え方	○避難場所である町役場への避難路確保、避難標識・避難訓練等の実施				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	<ul style="list-style-type: none"> ○J R常磐線のルートの決定に応じた計画と事業スケジュールの調整 ○居住者の移転・現地再建等を踏まえた事業への合意形成 ○産業系用地を想定する区域での立地企業の誘致 				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由				
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅再建に際し、集団移転か現地再建かの検討を行ったが、鉄道の移設・新駅の設置の可能性が高まり、それと合せた市街地整備、住宅の現地再建の方向とした。 ・市街地整備の区域は大(34ha)、中(27ha)、小(19ha)の3案で検討中 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道と駅の移設の可能性が高まり、土地区画整理事業による宅地の嵩上げによる安全性の確保が見込まれることから、現在地での再建を行なうこととした。 				

新地町 調査総括表(4/14)

(5)地区別構想図

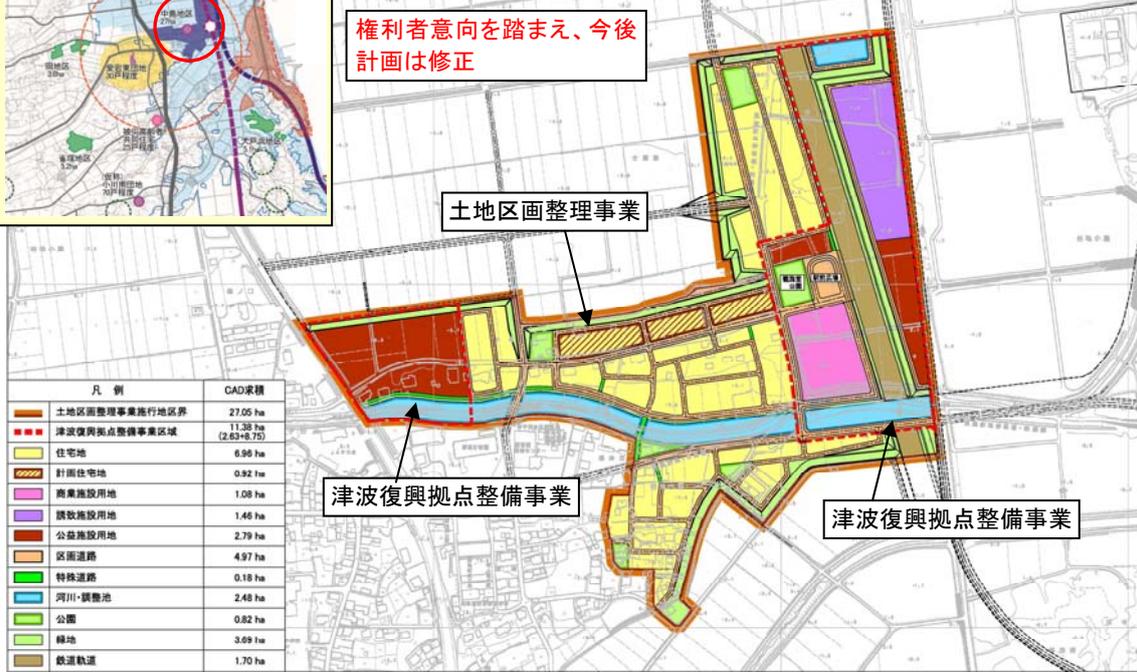
位置図



<基本的方針>

常磐線と新駅の移設に合わせて新たな町の拠点となる市街地として整備を図る。既存住宅の再建、新たな公営住宅の整備と併せて駅前広場、中心的な商業施設の立地誘導等を進める。

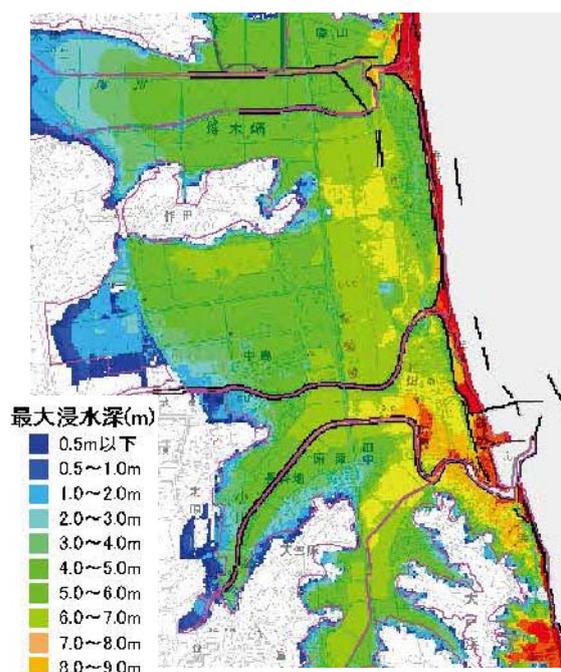
権利者意向を踏まえ、今後計画は修正



凡 例	CAD家種
土地区画整理事業施行地区界	27.05 ha
津波復興拠点整備事業区域	11.38 ha (2.82+8.75)
住宅地	6.96 ha
計画住宅地	0.92 ha
商業施設用地	1.08 ha
誘致施設用地	1.46 ha
公益施設用地	2.79 ha
区画道路	4.97 ha
特殊道路	0.18 ha
河川・調整池	2.48 ha
公園	0.82 ha
緑地	3.69 ha
鉄道軌道	1.70 ha

(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2or今次津波記載)

市街地整備がない場合

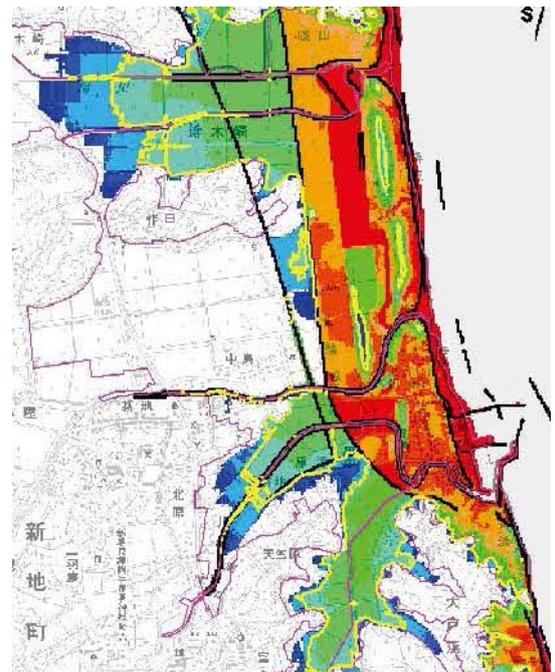


最大浸水深(m)

- 0.5m以下
- 0.5~1.0m
- 1.0~2.0m
- 2.0~3.0m
- 3.0~4.0m
- 4.0~5.0m
- 5.0~6.0m
- 6.0~7.0m
- 7.0~8.0m
- 8.0~9.0m
- 9.0~10.0m
- 10.0m以上

(今次津波の再現シミュレーション)

市街地整備後



新地町 調査総括表(5/14)

4. (2) 地区別復興方針(2)		作田東地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)	約3.5ha	都市計画	都市計画区域 用途地域指定無	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況		海岸に沿った(主)相馬互理線の両側に形成された集落で、住宅が大部分を占める。農業を営む者も多く、集落の背後には農地が広がる。			
被災の状況		<ul style="list-style-type: none"> ・今次津波最大浸水深さ：7m以上 ・流出棟数等：全壊70世帯、大規模半壊3世帯、半壊2世帯 			
復興方針策定上留意すべき特徴		農業が継続できる環境の維持と、公営住宅の建設や既存デマンド交通の再編等を図り、高齢化への対応と従前のコミュニティの継続を図る。			
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン		B-③			
堤防等の整備方針		<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無(現行嵩上げ) ○ 堤防高 (T.P.7.2m) (想定津波：L1等) ○ 整備主体 福島県 ○ 河川堤防の考え方：－ ○ 二線堤の考え方：(主)相馬互理線を高盛土で整備(T.P.8.2～12.7m) 沿岸部に都市公園を整備(自然的な丘と防潮林) 			
市街地の整備方針	基本的方針	全壊した埠浜集落を中心に、作田東地区、作田西地区に集団移転し新たな住宅地として再生する。移転に際しては、作田東地区では農業が継続できる環境の維持と、公営住宅の建設や既存デマンド交通の再編等を図り、高齢化への対応と従前のコミュニティの継続を図る。			
	現位置整備地区の方針	－			
	移転区域の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○移転区域の範囲・考え方：埠浜地区の津波浸水区域 ○移転先：作田東地区 ○整備手法：防災集団移転促進事業 ○移転の対象、方法：移転促進区域内の住宅、防災集団移転促進事業 ○移転跡地の土地利用方針：都市公園として、防潮林、遊水池の整備 			
	土地利用規制の方針	○移転促進区域については、建築基準法第39条による住居系用途の制限			
	公共公益施設の方針	○埠浜地区公民館、を作田地区に整備、公営住宅を整備			
	その他特記すべき方針	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢化が進行しており、公営住宅の建設、デマンド交通の再編等、既存のコミュニティの維持 ○JR常磐線が通過することが計画されており、移転地の計画との調整 			
整備スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ○H23.9より地元懇談会、H24.1再建意向アンケート、個別相談等 ○H24年度上期 意向確定・基本設計、H24年度下期 用地買収・工事着手 				
避難計画の考え方		○標高10m以上の津波から安全な場所に移転するとともに、公民館を避難場所として整備			
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題		○住民意向の把握・合意形成により、事業計画の作成			
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案			上記構想案採用に至った理由		
<ul style="list-style-type: none"> ・同一小学校区内の標高10m以上の高台、4地区(作田(作田東)、熊野(作田西)、館、山崎、真弓地区)を候補とした。 			<ul style="list-style-type: none"> ・このうち、既存集落及び町の中心部とのアクセス、地形条件(南向き斜面)、既存道路整備状況から、作田(東)地区が適地であると評価した。 ・本地区周辺には被災者が農地を所有していること等による移転希望、土地所有者の協力意向も確認できたことから移転地とした。 ・今後、移転の希望者数、鉄道の移設ルートとの関係等、詳細に計画検討を進める。 		

新地町 調査総括表(6/14)

(5)地区別構想図

位置図



アンケート、個別相談を踏まえ、今後計画は修正予定



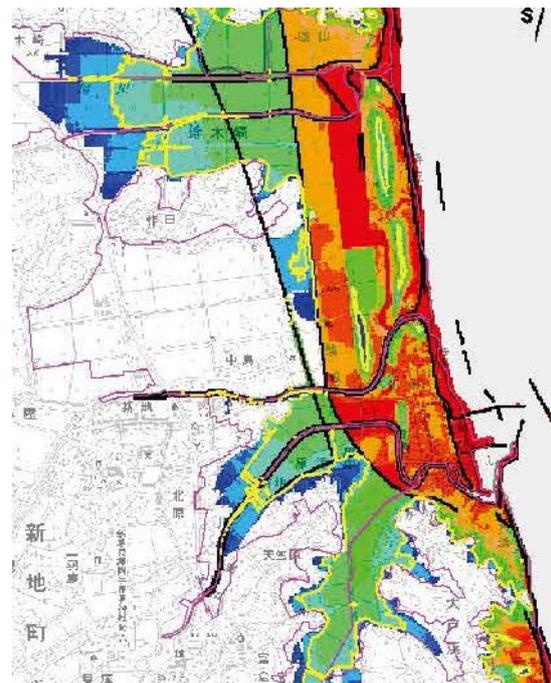
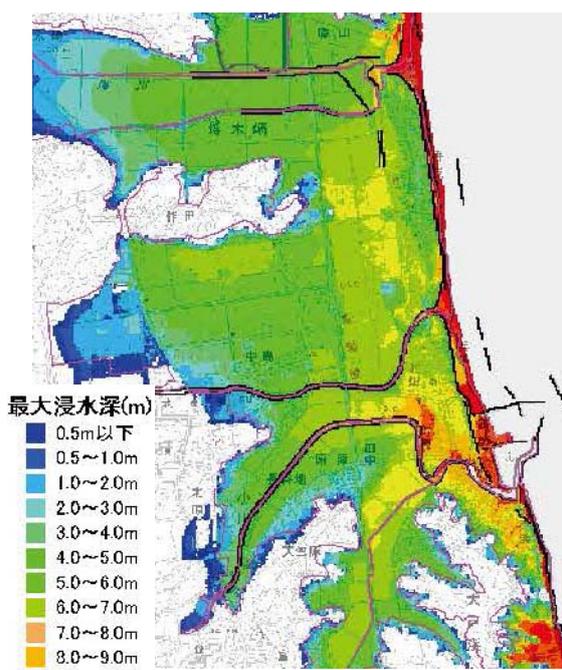
<基本の方針>

全壊した埴浜集落を、作田地区に集団移転し新たな住宅地として再生する。移転に際しては、農業が継続できる環境の維持と、公営住宅の建設や既存デマンド交通の再編等を図り、高齢化への対応と従前のコミュニティの継続を図る。

(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2or 今次津波記載)

市街地整備がない場合

市街地整備後



(今次津波の再現シミュレーション)

東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その23)

新地町 調査総括表(7/14)

4. (2) 地区別復興方針(3)		作田西地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)	約2.8ha	都市計画	都市計画区域 用途地域指定無	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況		海岸に沿った(主)相馬互理線の両側に形成された集落で、住宅が大部分を占める。農業を営む者も多く、集落の背後には農地が広がる。			
被災の状況		<ul style="list-style-type: none"> ・今次津波最大浸水深さ：7m以上 ・流出棟数等：全壊70世帯、大規模半壊3世帯、半壊2世帯 			
復興方針策定上留意すべき特徴		公営住宅の建設や既存デマンド交通の再編等を図り、高齢化への対応と従前のコミュニティの継続を図る。			
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン		B-③			
堤防等の整備方針		<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無(現行嵩上げ) ○ 堤防高 (T.P.7.2m) (想定津波：L1等) ○ 整備主体 福島県 ○ 河川堤防の考え方： - ○ 二線堤の考え方：(主)相馬互理線を高盛土で整備(T.P.8.2~12.7m) 沿岸部に都市公園を整備(自然的な丘と防潮林) 			
市街地の整備方針	基本的方針	全壊した埴浜集落を中心に、作田東地区、作田西地区に集団移転し新たな住宅地として再生する。移転に際しては、作田西地区では農業が継続できる環境の維持と、公営住宅の建設や既存デマンド交通の再編等を図り、高齢化への対応と従前のコミュニティの継続を図る。			
	現位置整備地区の方針	-			
	移転区域の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○移転区域の範囲・考え方：埴浜地区の津波浸水区域 ○移転先：作田西地区 ○整備手法：防災集団移転促進事業 ○移転の対象、方法：移転促進区域内の住宅、防災集団移転促進事業 ○移転跡地の土地利用方針：都市公園として、防潮林、遊水池の整備 			
	土地利用規制の方針	○移転促進区域については、建築基準法第39条による住居系用途の制限			
	公共公益施設の方針	○住民集会所等の整備			
	その他特記すべき方針	○高齢化が進行しており、公営住宅の建設、デマンド交通の再編等、既存のコミュニティの維持			
	整備スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ○H23.9より地元懇談会、H24.1再建意向アンケート、個別相談等 ○H24年度上期 意向確定・基本設計、H24年度下期 用地買収・工事着手 			
避難計画の考え方		○標高10m以上の津波から安全な場所に移転するとともに、公民館を避難場所として整備			
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題		<ul style="list-style-type: none"> ○住民意向の把握・合意形成により、事業計画の作成 ○移転先土地所有者の合意形成 			
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案			上記構想案採用に至った理由		
<ul style="list-style-type: none"> ・同一小学校区内の標高10m以上の高台、4地区(作田、熊野、館、山崎、真弓地区)を候補とした。 			<ul style="list-style-type: none"> ・このうち、既存集落及び町の中心部とのアクセス、地形条件(南向き斜面)、既存道路整備状況から、作田(東)地区が適地であると評価し検討を進めたが、作田(東)地区の仮設住宅用地における使用期間が長引くこと(区画整理を検討している中島地区の被災者が居住)、国道6号の西側でより内陸の本地区への移転希望意見が多数出されたことから、埴浜地区の一部は作田西地区で再建することとした。 		

新地町 調査総括表(8/14)

(5)地区別構想図

アンケート、個別相談を踏
まえ、今後計画は修正予定



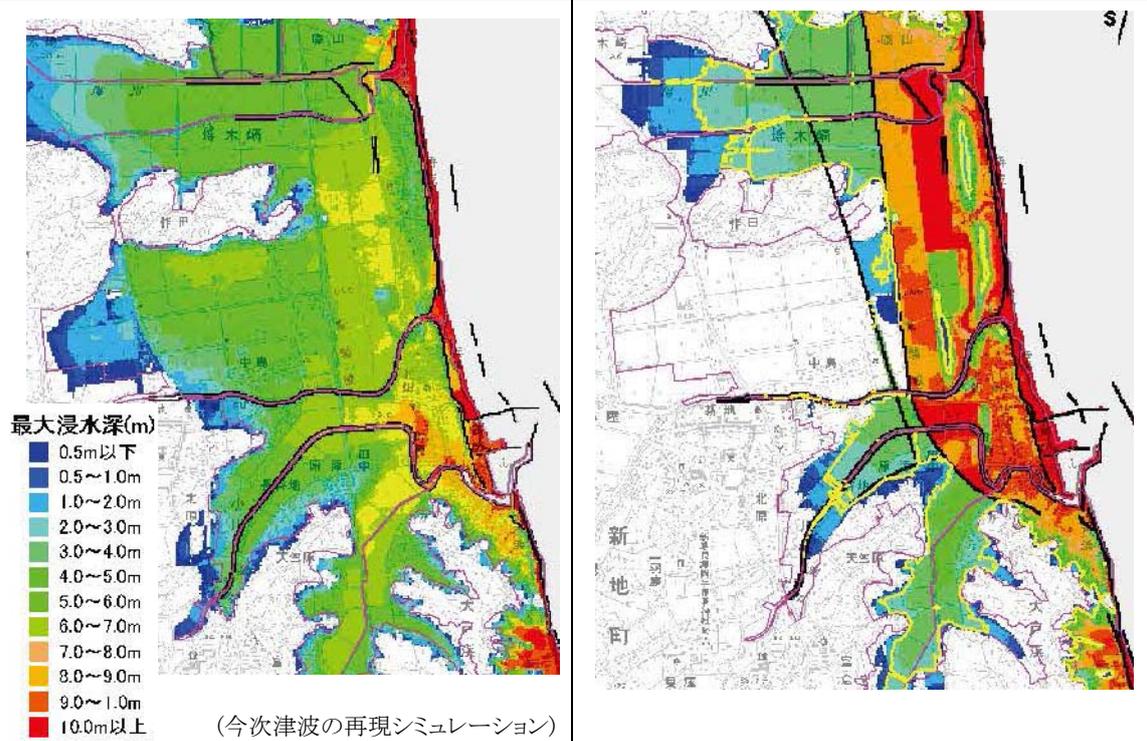
<基本的方針>

全壊した堀浜集落を、作田地区に集団移転し新たな住宅地として再生する。移転に際しては、公営住宅の建設や既存デマンド交通の再編等を図り、高齢化への対応と従前のコミュニティの継続を図る。

(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2or 今次津波記載)

市街地整備がない場合

市街地整備後



東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その23)

新地町 調査総括表(9/14)

4. (2) 地区別復興方針(4)		岡地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)	約4.9ha	都市計画	都市計画区域 用途地域指定無	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	釣師浜漁港と海水浴場に隣接し、(主)相馬亙理線に沿った集落で、住宅が大部分を占める。立地条件から、民宿や併用店舗、漁業を営む者もいた。				
被災の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・今次津波最大浸水深さ：7m以上 ・流出棟数等：全壊162世帯 				
復興方針策定上留意すべき特徴	公営住宅の建設、集会所、身近な商店、診療所等の整備や既存デマンド交通の再編等を図り、高齢化への対応と従前のコミュニティの継続を図る。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-③				
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無(現行嵩上げ) ○ 堤防高 (T.P.7.2m) (想定津波：L1等) ○ 整備主体 福島県 ○ 河川堤防の考え方：－ ○ 二線堤の考え方：(主)相馬亙理線を高盛土で整備(T.P.8.2～12.7m) 沿岸部に都市公園を整備(自然的な丘と防潮林) 				
市街地の整備方針	基本的方針	全壊した釣師集落及び小川(田中)地区を、岡地区と雀塚地区に集団移転し新たな住宅地として再生する。移転に際しては、公営住宅の建設や、集会所、従前にあった身近な商店、診療所等の再生整備と既存デマンド交通の再編等を図り、高齢化への対応と従前のコミュニティの継続を図る。			
	現位置整備地区の方針	－			
	移転区域の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○移転区域の範囲・考え方：釣師地区、小川(田中)地区の津波浸水区域 ○移転先：岡地区周辺 ○整備手法：防災集団移転促進事業 ○移転の対象、方法：移転促進区域内の住宅、防災集団移転促進事業 ○移転跡地の土地利用方針：都市公園として、防潮林の整備、サッカーピッチ等スポーツ施設の整備 			
	土地利用規制の方針	○移転促進区域については、建築基準法第39条による住居系用途の制限			
	公共公益施設の方針	○釣師地区公民館を岡地区に整備、公営住宅を整備			
	その他特記すべき方針	○高齢化が進行しており、公営住宅の建設、デマンド交通の再編等、既存のコミュニティの維持			
	整備スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ○H23.9より地元懇談会、H24.1再建意向アンケート、個別相談等 ○H24年度上期 意向確定・基本設計、H24年度下期 用地買収・工事着手 			
避難計画の考え方	○標高10m以上の津波から安全な場所に移転するとともに、公民館を避難場所として整備				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	<ul style="list-style-type: none"> ○住民意向の把握・合意形成により、事業計画の作成 ○移転先土地所有者の合意形成 				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案			上記構想案採用に至った理由		
<ul style="list-style-type: none"> ・同一小学校区内の標高10m以上の高台、5地区(岡、雀塚、裏沢、裏沢南、雁小屋地区)を候補とした。 			<ul style="list-style-type: none"> ・このうち、町の中心部とのアクセス、既存道路整備状況及び上下水道の整備条件から、岡地区を第一候補とした。 ・候補地の一部の所有者が土地を手放したくない意向、埋蔵文化財の可能性から、岡地区一箇所での整備では土地が不足することから、一部を雀塚地区でも確保することとし、岡地区、雀塚地区の2地区に移転することとした。 		

新地町 調査総括表(10/14)

(5)地区別構想図

位置図



アンケート、個別相談を踏まえ、今後計画は修正予定

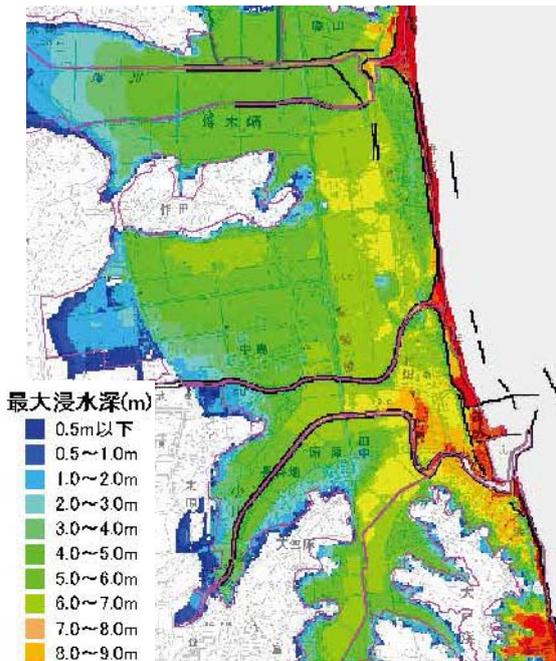


<基本的方針>

全壊した釣師集落を、岡地区(及び雀塚地区)に集団移転し新たな住宅地として再生する。移転に際しては、公営住宅の建設や、集会所、身近な商店、診療所等の整備や既存デマンド交通の再編等を図り、高齢化への対応と従前のコミュニティの継続を図る。

(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2or 今次津波記載)

市街地整備がない場合

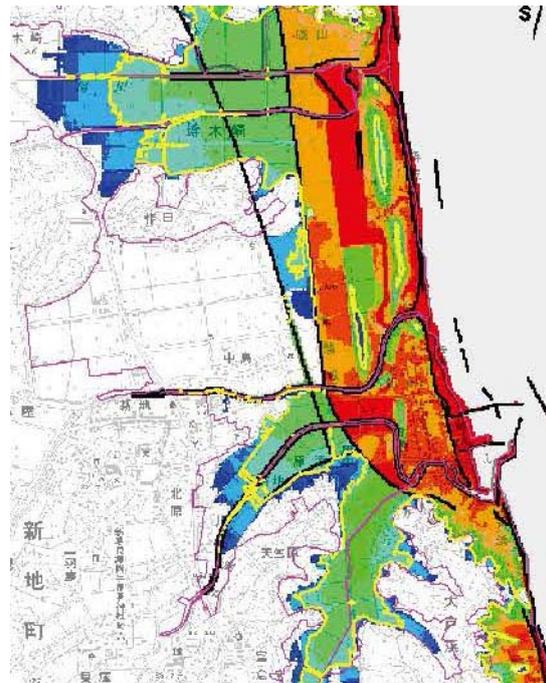


最大浸水深(m)

- 0.5m以下
- 0.5~1.0m
- 1.0~2.0m
- 2.0~3.0m
- 3.0~4.0m
- 4.0~5.0m
- 5.0~6.0m
- 6.0~7.0m
- 7.0~8.0m
- 8.0~9.0m
- 9.0~1.0m
- 10.0m以上

(今次津波の再現シミュレーション)

市街地整備後



S/

東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その23)

新地町 調査総括表(11/14)

4. (2) 地区別復興方針(5)		雀塚地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)	約2.8ha	都市計画	都市計画区域 用途地域指定無	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況		釣師浜漁港と海水浴場に隣接し、(主)相馬互理線に沿った集落で、住宅が大部分を占める。立地条件から、民宿や併用店舗、漁業を営む者もいた。			
被災の状況		<ul style="list-style-type: none"> ・今次津波最大浸水深さ：7m以上 ・流出棟数等：全壊162世帯 			
復興方針策定上留意すべき特徴		公営住宅の建設、集会所、身近な商店、診療所等の整備や既存デマンド交通の再編等を図り、高齢化への対応と従前のコミュニティの継続を図る。			
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン		B-③			
堤防等の整備方針		<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無(現行嵩上げ) ○ 堤防高 (T.P.7.2m) (想定津波：L1等) ○ 整備主体 福島県 ○ 河川堤防の考え方： - ○ 二線堤の考え方：(主)相馬互理線を高盛土で整備(T.P.8.2~12.7m) 沿岸部に都市公園を整備(自然的な丘と防潮林) 			
市街地の整備方針	基本的方針	全壊した釣師集落及び小川(田中)地区を、岡地区と雀塚地区に集団移転し新たな住宅地として再生する。移転に際しては、公営住宅の建設や、集会所、身近な商店、診療所等の整備と既存デマンド交通の再編等を図り、高齢化への対応と従前のコミュニティの継続を図る。			
	現位置整備地区の方針	-			
	移転区域の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○移転区域の範囲・考え方：釣師地区、小川(田中)地区の津波浸水区域 ○移転先：雀塚地区周辺 ○整備手法：防災集団移転促進事業 ○移転の対象、方法：移転促進区域内の住宅、防災集団移転促進事業 ○移転跡地の土地利用方針：都市公園として、防潮林の整備、サッカーピッチ等スポーツ施設の整備 			
	土地利用規制の方針	○移転促進区域については、建築基準法第39条による住居系用途の制限			
	公共公益施設の方針	○公営住宅を整備			
	その他特記すべき方針	○高齢化が進行しており、公営住宅の建設、デマンド交通の再編等、既存のコミュニティの維持			
	整備スケジュール	○H23.9より地元懇談会、H24.1再建意向アンケート、個別相談等 ○H24年度上期 意向確定・基本設計、H24年度下期 用地買収・工事着手			
避難計画の考え方		○標高10m以上の津波から安全な場所に移転するとともに、公民館を避難場所として整備			
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題		○住民意向の把握・合意形成により、事業計画の作成			
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案			上記構想案採用に至った理由		
<ul style="list-style-type: none"> ・同一小学校区内の標高10m以上の高台、5地区(岡、雀塚、裏沢、裏沢南、雁小屋地区)を候補とした。 			<ul style="list-style-type: none"> ・このうち、町の中心部とのアクセス、既存道路整備状況及び上下水道の整備条件から、岡地区を第一候補とした。 ・候補地の一部の所有者が土地を手放したくない意向、埋蔵文化財の可能性から、岡地区一箇所での整備では土地が不足することから、一部を雀塚地区でも確保することとし、岡地区、雀塚地区の2地区に移転することとした。 		

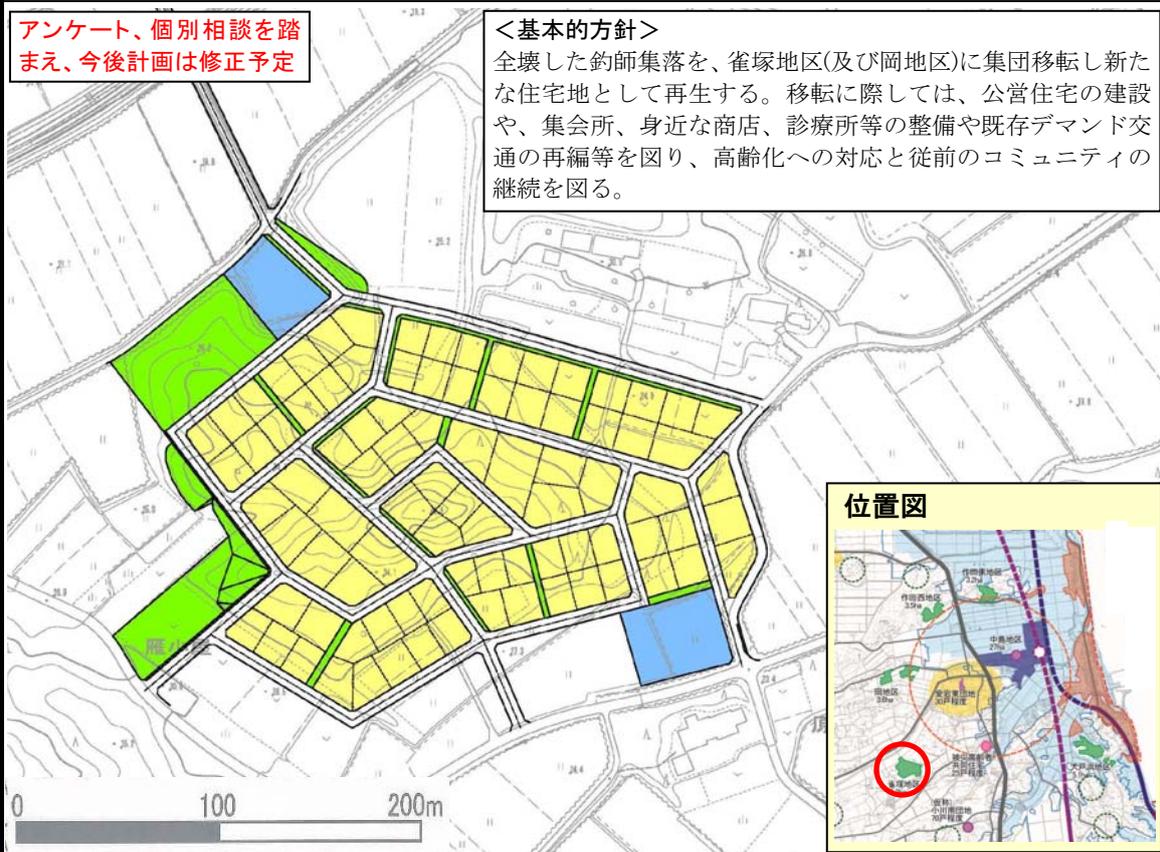
新地町 調査総括表(12/14)

(5)地区別構想図

アンケート、個別相談を踏
まえ、今後計画は修正予定

＜基本の方針＞

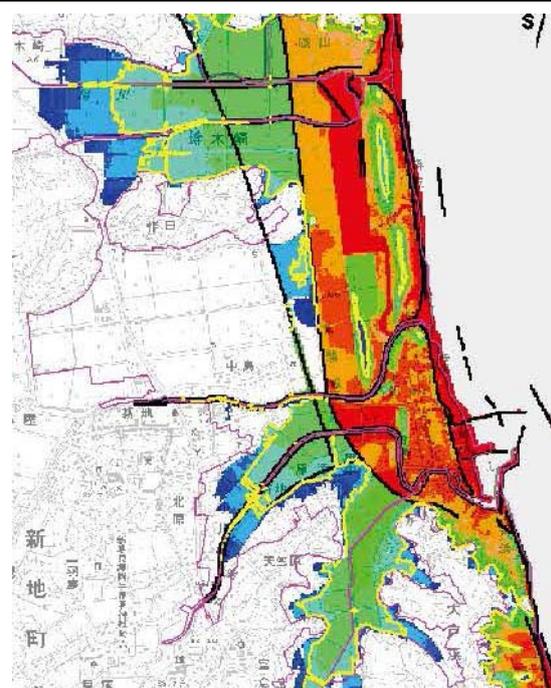
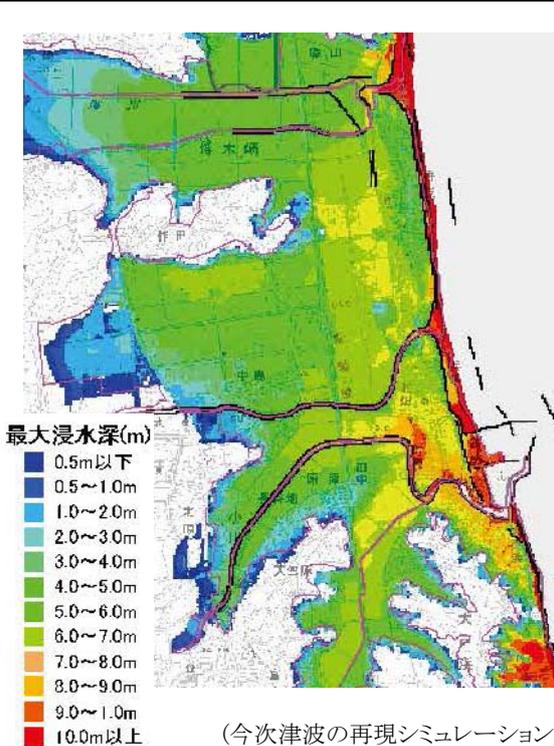
全壊した釣師集落を、雀塚地区(及び岡地区)に集団移転し新たな住宅地として再生する。移転に際しては、公営住宅の建設や、集会所、身近な商店、診療所等の整備や既存デマンド交通の再編等を図り、高齢化への対応と従前のコミュニティの継続を図る。



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2or 今次津波記載)

市街地整備がない場合

市街地整備後



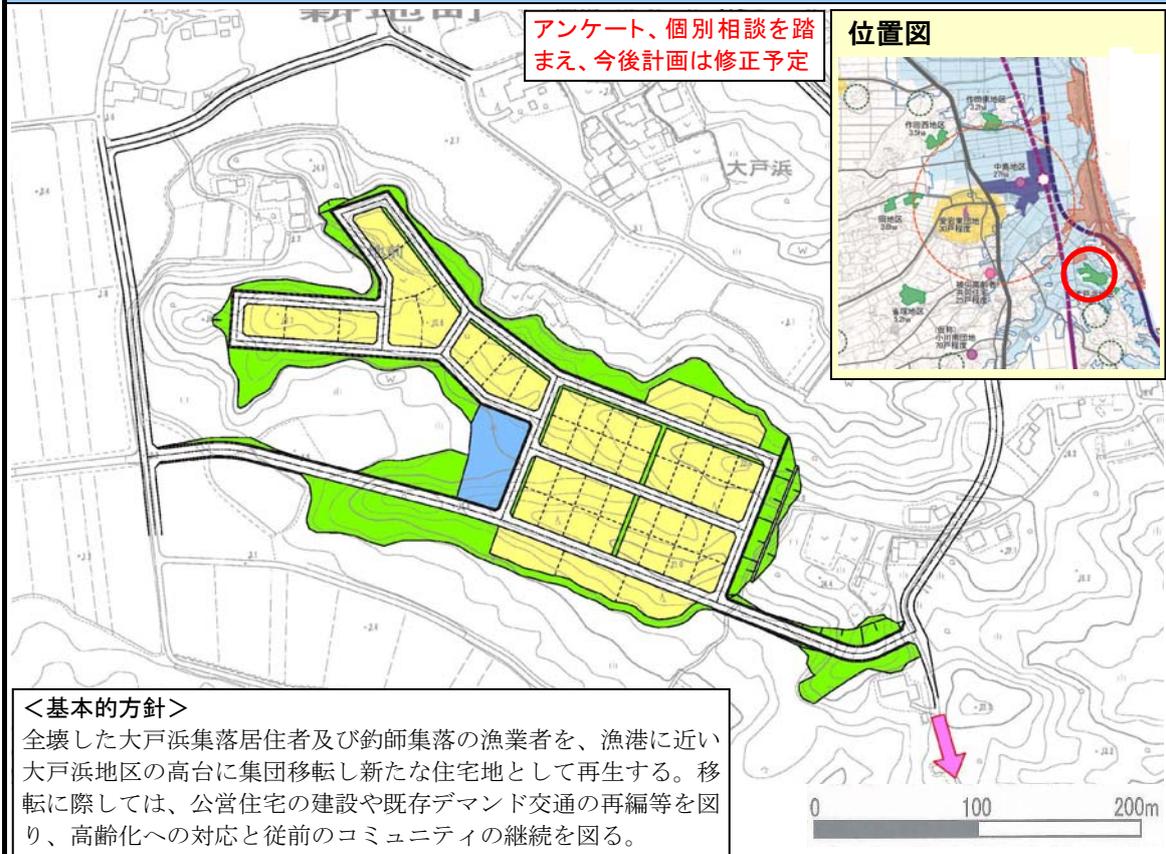
東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その23)

新地町 調査総括表(13/14)

4. (2) 地区別復興方針(6)		大戸浜地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)	約4.8ha	都市計画	都市計画区域 用途地域指定無	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	釣師浜漁港の南に位置し、漁業者が相対的に多い集落であった。(主)相馬互理線に沿った集落で、住宅が大部分を占める。				
被災の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・今次津波最大浸水深さ：7m以上 ・流出棟数等：全壊109世帯 				
復興方針策定上留意すべき特徴	漁業が継続できる環境の維持と、公営住宅の建設や既存デマンド交通の再編等を図り、高齢化への対応と従前のコミュニティの継続を図る。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-③				
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無(現行嵩上げ) ○ 堤防高 (T.P.7.2m) (想定津波：L1等) ○ 整備主体 福島県 ○ 河川堤防の考え方：－ ○ 二線堤の考え方：(主)相馬互理線を高盛土で整備(T.P.8.2～12.7m) 沿岸部に都市公園を整備(自然的な丘と防潮林) 				
市街地の整備方針	基本的方針	全壊した大戸浜集落を、現在地の背後に位置する、標高10m以上の大戸浜(高台)地区に集団移転し新たな住宅地として再生する。移転に際しては、漁業が継続できる環境の維持と、公営住宅の建設や既存デマンド交通の再編等を図り、高齢化への対応と従前のコミュニティの継続を図る。			
	現位置整備地区の方針	－			
	移転区域の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○移転区域の範囲・考え方：大戸浜地区の津波浸水区域 ○移転先：大戸浜(高台)周辺 ○整備手法：防災集団移転促進事業 ○移転の対象、方法：移転促進区域内の住宅、防災集団移転促進事業 ○移転跡地の土地利用方針：都市公園として、防潮林、サッカーピッチ等の整備、相馬互理線沿道では水産加工関連施設、観光農園等の整備 			
	土地利用規制の方針	○移転促進区域については、建築基準法第39条による住居系用途の制限			
	公共公益施設の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○大戸浜地区公民館、公営住宅を整備 ○沿岸部から国道6号等への避難路 			
	その他特記すべき方針	○高齢化が進行しており、公営住宅の建設、デマンド交通の再編等、既存のコミュニティの維持			
	整備スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ○H23.9より地元懇談会、H24.1再建意向アンケート、個別相談等 ○H24年度上期 意向確定・基本設計、H24年度下期 用地買収・工事着手 			
避難計画の考え方	○標高10m以上の津波から安全な場所に移転するとともに、公民館を避難場所として整備				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	<ul style="list-style-type: none"> ○住民意向の把握・合意形成により、事業計画の作成 ○移転先団地整備で詳細な造成工事等を配慮した区域の設定 				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由				
・現集落の背後に位置する高台(標高10m以上)の区域を候補にした。	<ul style="list-style-type: none"> ・標高が10m以上あり一定の安全性が確保されていること、漁業を営む被災者は漁港に近い位置にあること等から本地区周辺へ移転することとした。 ・土地所有者の意向、造成工事等の行いやすさ等を踏まえ、移転団地の区域は今後詳細に検討していく。 				

新地町 調査総括表(14/14)

(5)地区別構想図

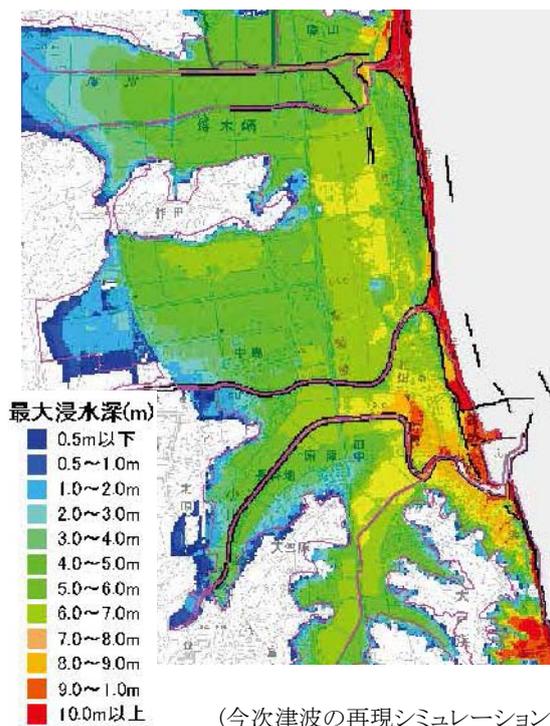


<基本的方針>

全壊した大戸浜集落居住者及び釣師集落の漁業者を、漁港に近い大戸浜地区の高台に集団移転し新たな住宅地として再生する。移転に際しては、公営住宅の建設や既存デマンド交通の再編等を図り、高齢化への対応と従前のコミュニティの継続を図る。

(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2or 今次津波記載)

市街地整備がない場合



市街地整備後

